

改正電子帳簿保存法 解説&対策

2022年6月22日

株式会社 iTest

➤ ドメイン事業

自動車車載機器、家電製品、舶用機器、医療機器、スマホ機器、工場ライン制御分野等 B to B 事業モデル

➤ 組込みソフトウェア

家電製品や産業機器などの機械を制御する仕組み(マイコン制御系)

➤ 沿革

社員数 30名 平均年齢41歳 資本金2,540万円

- 2003年1月
- 2004年12月
- 2005年3月
- 2015年10月
- 2019年11月
- 2021年12月

- 有限会社マイクロテスト設立(神戸市)
- 本社大阪市淀川区に移転
- 株式会社iTestに社名変更(資本金増資)
- project支援管理ツール「SVN for.PRO」を販売
- 「Secure文探」販売開始
- 「Secure文探Light」販売開始

はじめに

そもそも電子帳簿保存法とはいったいどんな目的の法律？
なぜ、今回改正電子帳簿保存法施行へと至ったのか？その経緯や背景を知りたい？



我が国の法律・制度等の整備の概要

年月日	法律・宣言及び方針
1998年7月	電子帳簿保存法(帳簿書類の電子化)
2001年1月	IT基本法
2005年4月	e-文書法
	改正電子帳簿保存法:スキャナ保存開始(但し3万円未満)、電子署名
2013年6月30日	「世界最先端IT国家創造宣言」 <ul style="list-style-type: none">①電磁的処理の原則(IT優先の原則)②双方向性の原則③安全・安心な情報の高度な流通性の確保の原則④行政保有情報の共同利用の原則⑤情報通信システムの共通化・標準化の原則
2015年3月 (第一次規制改革)	9月30日より施行、改正電子帳簿保存法:3万円未満撤廃・電子署名不要(但し、定期検査などの適正事務処理要件追加)
2016年3月 (第二次規制改革)	9月30日より施行、改正電子帳簿保存法 スキャナその他、デジカメ・スマホ容認
2019年5月24日	デジタル手続き(デジタルファースト)法
2019年7月 (規制緩和)	改正電子帳簿保存法(重要書類の過去分)がスキャナ保存対象、入力期間制限
2020年4月	一定の法人にe-Taxが義務化
2022年1月	改正電子帳簿保存法 電子取引の保存義務、2年間の宥恕措置有

電子帳簿保存法とは

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律

はじめに

e-文書法施行に合わせて財務省から出された省令(電子帳簿保存法施行規則)?
なぜ、今回改正電子帳簿保存法施行へと至ったのか、その経緯や背景を知りたい?

e-文書法とは

国が民間に保存を義務付けている書面の保存を、原則すべて電子で保存することを容認するための法整備で、2004年に制定、2005年に施行した法律

e-文書法で規定

- 電磁的記録による保存(第3条)
- 電磁的記録による作成(第4条)
- 電磁的記録による縦覧等(第5条) ※縦覧: 思うままに見ること、自由に見ること
- 電磁的記録による交付等(第6条)

それまでの紙資料



(e-文書法によって電子化が可能となった書類の例)

- 証憑類 ・ 振替伝票 ・ 営業報告書 ・ 財務目録
- 事業(業務・事務)報告書 ・ 付属明細書
- 組合員(会員、加入員)名簿 ・ 議決権行使書
- 規約等 ・ 資産負債状況書類 ・ 社債権者集会議事録・ 謄本
- 総会議事録(創立總會含む) ・ 取締役会議事録 ・ 定款 等

※経済産業省「文書の電子化・活用ガイド」を一部変更

今後



はじめに

国税庁のe-文書法に伴う主な施行規則として、電子帳簿保存、スキャナ保存、電子取引保存
なぜ、今回改正電子帳簿保存法施行へと至ったのか、その経緯や背景を知りたい？

各省庁のe-文書法に関連する施行規則やガイドライン

財務省(国税庁) e-文書法に伴う主な施行規則

・電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成十年大蔵省令第四十三号)
関連する通達・ガイドライン等

・電子帳簿保存法取扱通達解説(趣旨説明)

電子帳簿保存法一問一答

【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】

【スキャナ保存関係】

【電子取引関係】

財務省 e-文書法に伴う法や施行規則

総務省 e-文書法に伴う施行規則

経済産業省 関連する通達・ガイドライン等

国土交通省 e-文書法に伴う施行規則

厚生労働省 e-文書法に伴う主な施行規則

法務省

e-文書法に伴う施行規則

文部科学省

e-文書法に伴う施行規則

環境省・経済産業省

特許庁

日本公認会計士協会

各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議

所管	見読性	完全性	機密性	検索性	備考
内閣府	◎	—	—	—	特定非営利活動促進法等
金融庁	◎	○	—	—	銀行法、貸金業の規制等に関する法律等
警察庁	◎	△	△	—	古物営業法、質屋営業法等
総務省	◎	—	—	—	※完全性の措置が必要なものとして、消防法など限定
法務省	◎	△	—	—	民法、会社法、公証人等
外務省	◎	—	—	—	外務大臣の所轄に属する公益法人の設立及び監査に関する省令等
財務省	◎	—	—	○	検索できる措置が必要なものとして、関税込率法、通関業法等
国税庁	◎	○	—	○	電子帳簿保存法
文部科学省	◎	—	—	—	私立学校法、学校教育法施行規則等
厚生労働省	◎	○	—	—	
農林水産省	◎	—	—	—	農業協同組合法、動物用医薬品等取締規則等
経済産業省	◎	△	△	—	
国土交通省	◎	—	—	—	船舶安全法、建築業法等
環境省	◎	—	—	—	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等

※◎: 省令に要件として規定があるもの

※○: 一部の対象文書に関して要件として規定されるもの

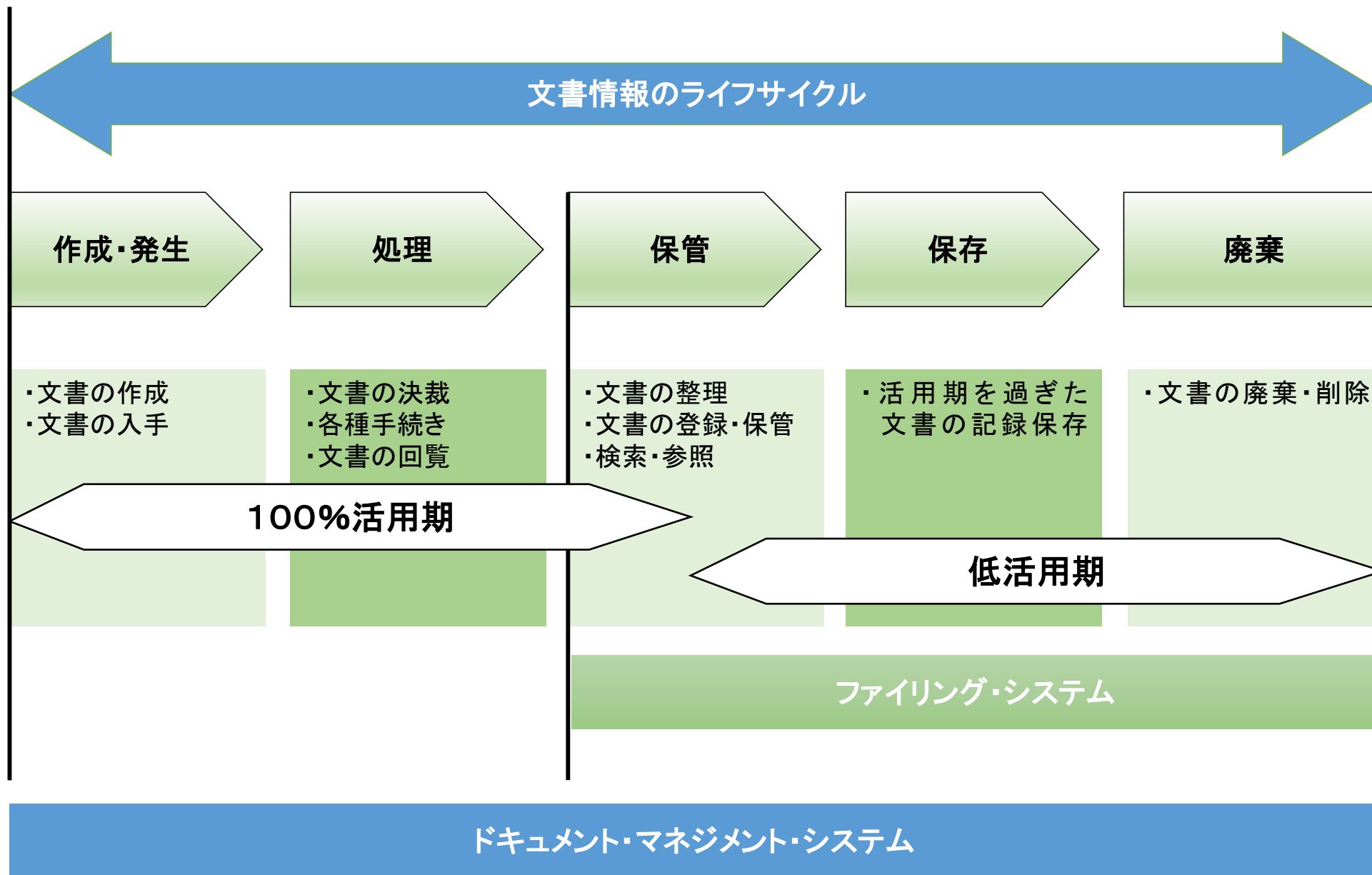
※△: 努力規準として規定されるもの

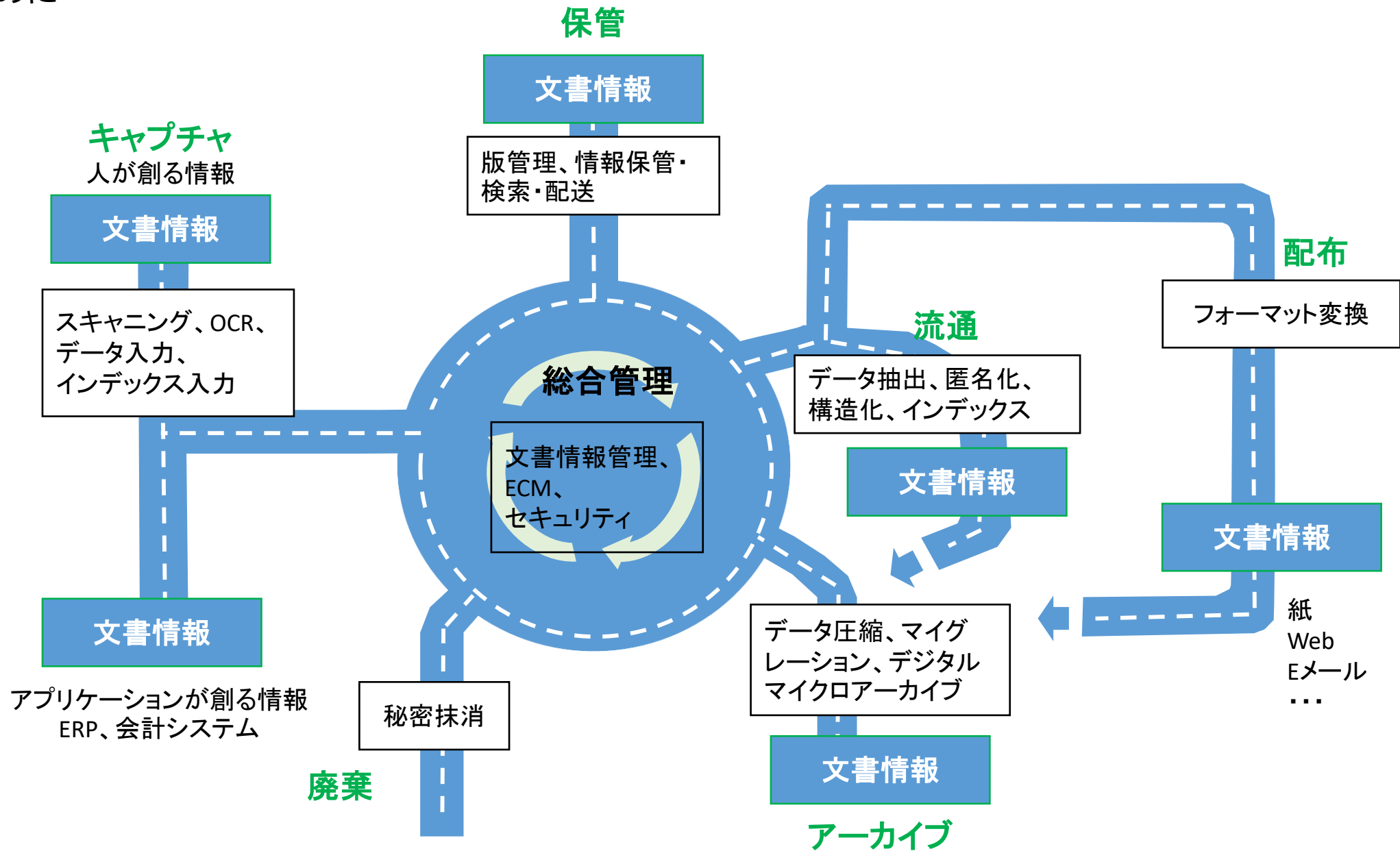
※見読性: 必要に応じ、表示または書面作成できる

※完全性: 損失、毀損、改変、消去の確認及び抑止措置

※機密性: 不正アクセスの抑止措置

※検索性: 検索できるよう体系化





電子化記録管理のポイント

電子化目的

- ・コスト
- ・コラボレーション
- ・コンプライアンス
- ・コンティニュイティ

規定、運用管理、ITシステムの中で通常業務として電子化されていることが、正しい電子化プロセスの証明につながる

規定

- ・経理規定
- ・事務処理規程

法的要件

運用管理

- ・マネジメント
- ・維持

- 体制、管理責任者
- 運用記録
- 監査
- 教育、資格
- ✓ 通常業務として
- 廃棄
- 電子化

文書管理システム

- 要件**
- 訂正削除の履歴
 - 電子認証
 - 関連性の確認
 - 見読性、検索性
 - 標準化

考察と対策

企業の対策

1. 政府、全省庁に及ぶ「紙から電子」への不可逆的な大きな流れ
2. e-文書法に伴う国税庁の省令は、電子帳簿保存関係、スキャナ保存関係、電子取引関係に波及
3. e-文書法により効率とコンプライアンス(注1)向上
4. 企業が今なすべきことは、紙文書での業務フローではなく、電子文書、電子化文書のフロー
5. 業務の生産性を高め、コンプライアンス・内部統制(注2)を確固たるものとした発展性のある企業基盤
6. 「文書情報マネージメント力」(注3)が今後のビジネスでの要求事項
7. 「文書管理システム」(注4)の導入が鍵
8. 社内に「文書情報管理士」(注5)の人材育成

(注1)コンプライアンス:法令遵守、規制遵守、情報セキュリティ方針等

(注2)内部統制:企業の経営層で決定した方針などをいかに守るように管理運営していくか

(注3)文書情報マネージメント:文書情報を真正に維持、保存、廃棄及び長期保存する組織的な運用

(注4)文書管理システム:電子文書、電子化文書をデータベースに格納し、文書の保管や活用、廃棄などを一元管理するシステム

(注5)文書情報管理士:電子文書の作成・利用・保管・保存・廃棄等の各プロセスについて、技術、法律、実務の能力が保証されている資格(JIIMA))

みなさんにおすすめしたい 文書情報管理士のご案内

Q 文書情報管理士って、どんな資格ですか？

今、個人情報の保護・災害対策など、文書管理の重要性が求められています

企業や官公庁・自治体では、たくさん書類を取り扱っています。近年、正しい記録と保存が強く求められてきています。また、災害により大切な書類を紛失してしまうことへの対策は緊急の重要課題となっています。書類は紙で保管しなければならないのでしょうか？私たちが必要としているのは「紙」ではなく、紙に書かれた「情報」です。その大切な情報をいかに安全に確実に保存する方法を学び実践するプロフェッショナル、それが文書情報管理士です。これからのますます厳しくなる組織の存続のために、さまざまな活動の記録を残していかなければなりません。公益社団法人日本文書情報マネジメント協会は50年以上にわたり、文書管理の大切さをお伝えして来た唯一の団体として、1967年から2001年まで「マイクロ写真士」を、2001年からは「文書情報管理士」の検定試験を実施し、多くの方の資格認定を行ってきました。

Q 「文書情報管理」に必要な知識は？

大切な情報を安全に取り扱うことが重要です

インターネットの普及により、私たちが知らないうちに加害者になってしまう事が簡単に起こります。企業や個人の安全にも文書情報管理が重要なポイントになってきています。文書情報管理士検定試験受験に必要な知識の中には、文書の作成から保管、廃棄までの過程（文書のライフサイクル）や、企業の各部署ごとに作成される書類の種類と役割、文書保管にかかわるさまざまな法律、メールなどのコンピュータネットワーク上で取り扱われる文書の数々の仕組みや取り扱い方法などがあります。特に新入社員の方には一般常識として大変重要なものが多く含まれます。

Q 「文書情報管理」は何に役立つのですか？

資格取得でビジネスの役に立つ多くの知識を得ることができます

すでに文書情報管理士の資格を持っている人の多くが、文書管理システムを提案したり、実際に書類を電子化する仕事に従事している、いわば、文書管理のプロの方です。お客様に最適な方法を伝えるために資格を役立てています。特に上級は、お客様の問題点を見つけ出し様々な解決策を提案するコンサルタントとして活躍しています。また、最近では文書管理を学ぶために資格取得を目指したり、就職後にすぐに役立つ知識を取得するために学生の方の受験も増えています。現在、3つの大学で「文書情報管理論」という講座を学内で履修し、合格者には「文書情報管理士」資格が与えられています。文書情報管理士は、企業や社会の中で役立つ、有益な知識を習得しています。

多くの官公庁・自治体で入札の要件に

文書情報のための書類の電子化やマイクロフィルム化は、民間企業のみならず官公庁・自治体にとっても重要な仕事です。多くの官公庁、都道府県庁、市区町村でも、電子化業務の入札参加資格要件として「文書情報管理士」資格を求めています。

詳しいご案内は [JIIMAホームページ](http://www.jiima.or.jp) www.jiima.or.jp 「文書情報管理士」をご覧ください

JIIMA



今、社会では文書管理が重要になっていきます。個人情報や営業秘密の保護など、文書管理の重要性が求められています。書類を安全に保管するにはどうすればいいのでしょうか？文書管理が会社の存続に関わると知っていますか？また、働き方改革でも紙文書の電子化は重要なキーワードになります。安心して社会生産性の高い、デジタルファーストな電子文書情報化社会の構築をめざして、さあ、文書情報管理士の出番です。

検定試験 2022夏試験 文書情報管理士



文書情報
管理士
JIIMA

試験方法はCBT方式です

申込期間 2022年6月20日(月)～8月15日(月)

試験期間 / 2022年7月20日(水)～8月31日(水)

新型コロナウイルス感染拡大の状況により、予定が変更となる事がございます。

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 www.jiima.or.jp

お申し込み、詳しいご案内は
ホームページをご覧ください

www.jiima.or.jp

電子帳簿保存法改正の概要

- 1 国税庁資料の解説(1～4)
- 2 帳簿書類等の電帳法改正事項
- 3 電帳法における電子取引(1～2)
- 4 電子取引に係る書面保存の宥恕規定

電子帳簿保存法改正の概要

1 国税庁資料の解説(1)

Q:そもそも電子帳簿保存法とはどのようなもの?

- ①電子帳簿保存(電子文書の保存) ……容認規定
- ②スキャナ保存(電子化文書の保存) ……容認規定
- ③電子取引(データで保存) ……………義務規定

①電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項

1. 税務署長の事前承認制度が廃止
2. 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備
3. 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能

電子帳簿保存法が改正されました

R3.05
(R3.12改訂)

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

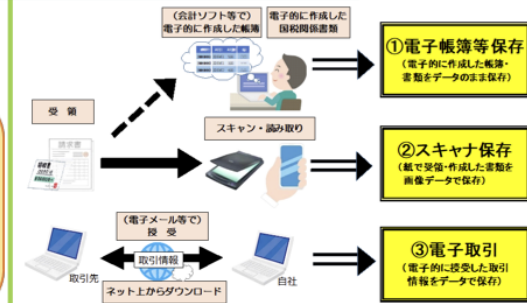
導入

～電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？



A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。



～電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました（電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。）。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

※ 令和4年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を令和3年9月30日までに所轄税務署長宛提出して頂くをお願いします（スキャナ保存も同様です。）。

2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

（注1）一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

（注2）電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“優良”の要件をご確認ください。

3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“その他”の要件をご確認ください。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

電子帳簿保存法改正の概要

1 国税庁資料の解説(2)

Q: 電子帳簿の保存要件概要は改正前とどこが変わったの？

改正前

電子帳簿等保存(区分1)に関する改正事項で、一定の国税関係帳簿の保存要件をすべて満して電磁的記録による備付け及び保存が義務化

改正後

1. 上記に対し、保存要件は優良とその他に区分され、優良な電子帳簿の要件を満して対象帳簿の備付け及び保存を行い、過少申告加算税の軽減措置の適用を受ける旨の届出書を所轄税務署長に提出している保存義務者について所得税の青色申告特別控除(65万円)が適用

2. “優良”の要件を全て満たしているときは、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることは不要

3. 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち、「②日付または金額の範囲指定により検索出来ること」と「③二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索出来ること」の二つの要件は不要

電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要		改正前	改正後	
			優良	その他
	記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	○	-
	通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	○	-
	電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること	○	○	-
	システム関係書類等(システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等)を備え付けること	○	○	○
	保存場所に、電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと	○	○	○
検索要件	取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること » 改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定	○	○	-
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1	-
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○※1	-
	税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること	-	-※1	○※2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります(後述のスキナ保存及び電子取引についても同様です)。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

(参考) 優良な電子帳簿の要件を満して対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁2の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除(65万円)が適用できます。

電子帳簿の手続に関するQ&A

Q: 新たに、対象の帳簿について電子保存を行う場合に、過少申告加算税の5%軽減や所得税の青色申告特別控除(65万円)の適用を受けるためには、いつまでにどのような手続が必要ですか?
A: 適用を受けようとする初年度においては、その過少申告加算税の5%軽減や青色申告特別控除(65万円)の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに、所轄の税務署長宛に、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出していただく必要があります。

Q: これまで税務署長の承認を受け、総勘定元帳及び仕訳帳等の優良な電子帳簿の対象となる帳簿について電子保存していましたが、その場合でも届出書の提出は必要ですか?
A: 過少申告加算税の5%軽減の適用を受けるためには、これまで承認を受けて保存等を行っていた場合でも本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要です。
なお、令和4年1月1日より前に受けた承認の効力自体は取りやめの届出書の提出(又は税務当局からの取消処分)がない限り有効ですので、その承認が有効とされる間は、引き続き改正前の要件で保存等を行う必要があります。したがって、承認を受けていた方が令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿について、改正後の要件に従って電子帳簿保存を行う場合には承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となりますのでご注意ください。

電子帳簿保存法改正の概要

1 国税庁資料の解説(3)

Q: スキャナ保存(区分②)に関する要件は改正前とどこが変わったの？

改正前

1. 税務署長の事前承認制度必要

2. ①スキャナ読み取りの際の自署、タイムスタンプ入力期間3営業日、
 ②入力期間での(別人による)原本との照合
 ③定期検査での原本との照合、事務処理の適正性確認等

改正後

1. 税務署長の事前承認制度廃止

2. タイムスタンプ要件、検索要件の緩和、原本廃止可

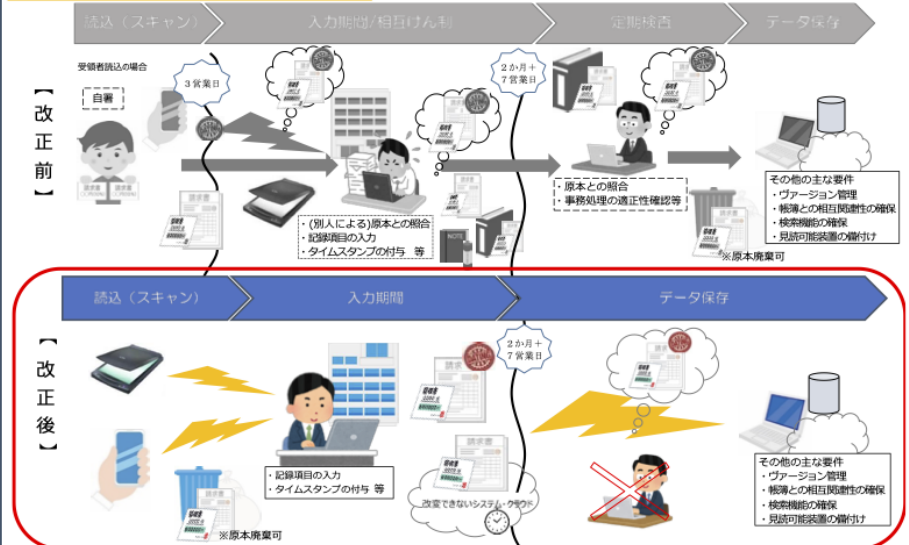
3. 適正事務処理要件の廃止

4. スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正は重加算税の加重措置

～ スキャナ保存(区分②)に関する改正事項 ～

- 税務署長の事前承認制度が廃止されました。
令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用
- タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。
 - タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。
 - 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。
 - 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等(注1)において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができるときは、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。
(注1) 訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。
 - 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保(前頁帳簿の検索要件②及び③に相当する要件)が不要となりました。
令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用
- 適正事務処理要件(注2)が廃止されました。
(注2) 相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等のことをいいます。
令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用
- スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。
令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用
 適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

スキャナ保存要件の概要図(イメージ)



電子帳簿保存法改正の概要

1 国税庁資料の解説(4)

Q:電子取引(区分③)に関する要件は改正前とどこが変わったの？

改正前

1. タイムスタンプの付与期間及び検索期間に係る検索項目について7営業日以内と検索要件の①②③の全てが必要

改正後

1. タイムスタンプ要件及び検索要件の緩和

2. 電磁的記録の出力書面等の保存は廃止

3. 電磁的記録に関し隠蔽、又は仮装した場合、重加算税10%加重措置

(注)令和5年12月31日までにを行う電子取引は従来通りデータをプリントアウトして保存、税務調査等の提示・提出可

スキャナ保存の手続に関するQ&A



Q: これまで税務署長の承認を受け、スキャナ保存を行ってききましたが、今回の承認制度廃止に伴い、何か手続は必要ですか？
また、改正後の緩和された要件の下で保存を行っても問題ありませんか？

A: 施行日(令和4年1月1日)以後についても引き続き承認は有効であり、承認の取りやめの届出書を提出する(又は税務当局から取消処分を受ける)までは、その後も改正前の要件を満たしてスキャナ保存を行う必要があります。したがって、施行日前に承認を受けていた方が、施行日以後緩和された要件の下で保存を行う場合には、承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となります。

なお、施行日前に承認を受けていた方が、引き続き改正前の要件で保存を行うか、新たに改正後の要件で保存を行うかは保存義務者の選択となりますが、重加算税の10%加重措置については、施行日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

～ 電子取引(区分③)に関する改正事項 ～

- タイムスタンプ要件及び検索要件について次のとおり要件が緩和されました。
タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキャナ保存(区分②)に関する改正事項」の2(1)と(4)と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間(注)の売上高が1,000万円以下である方(小規模な事業者)について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要とされました。
令和4年1月1日以後行う電子取引について適用
- 適正な保存を担保する措置として、次の見直しが行われました。
(1) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。
令和4年1月1日以後行う電子取引について適用(注)
※ 消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。
(注) 令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません(事前申請等は不要)。令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。
(2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。
令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

※ 下記要件のうち下線を付した部分が、令和3年度税制改正により変更があった箇所です。

電子取引の保存要件	真実性の要件	以下の措置のいずれかを行うこと ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う ② 取引情報の授受後、速やかに(又はその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに)タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う
	可視性の要件	保存場所に、電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと 電子計算機処理システムの概要書を備え付けること 検索機能※を確保すること ※ 帳簿の検索要件①～③に相当する要件(ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要)保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要

申請書の様式や電子帳簿保存法のQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています(改正分は随時掲載していきます)。詳しくは、 で

電子帳簿保存法改正の概要

2 帳簿書類等の電帳法改正事項 ※「電子帳簿保存法」以下(電帳法)という

所得税法・法人税法で保存義務				電帳法保存義務		
国税関係帳簿		国税関係書類		電子取引		
		決算関係書類	取引関係書類			
<p>仕訳帳</p> <p>総勘定元帳</p> <p>その他帳簿</p>		<p>貸借対照表</p> <p>損益計算書</p> <p>キャッシュフロー計算書</p>	<p>自社発行の控え</p> <p>契約書 請求書控</p> <p>見積書控 領収書控</p> <p>注文書控 その他控書類</p>		<p>相手方から受領</p> <p>見積書 請求書</p> <p>注文書 領収書</p> <p>納品書 その他書類</p>	
			<p>自社発行/相手方から受領</p> <p>電子メール請求書 電子契約書</p> <p>公共料金請求書 クレジットカード利用明細</p> <p>インターネットサイト EDI専用システム</p>			
保存方法 書面(原則)				データ(原則)		
<p>①一般電子帳簿 :要件緩和</p> <p>②優良電子帳簿 :過少申告加算税5%減免</p>		<p>データ保存 (電帳法4条2項) :要件緩和</p>		<p>罰則強化(スキャナ保存・電子取引) データ改ざん:重加算税10%加重</p>		
				<p>データ保存義務(電帳法7条) 書面保存不可:データ保存必須 検索要件緩和等 2023年12月までの宥恕規定有り</p>		

電子帳簿保存法改正の概要

3 電帳法における電子取引(1)

1. 電子取引の概要

電帳法は、法人税法や所得税法などの税法の定めにより、紙保存が原則となる国税関係帳簿書類を、一定の要件を満たすことにより、電磁的記録などによる保存を認めており、その保存方法についても規定

電子帳簿保存では取引に関して受け取ったり、交付したりする注文書、契約書、送り状、領収書見積書やその他これらに準ずる書類に通常記載される情報(取引情報)の授受を電磁的記録を用いた方法で行う電子取引

以下のような取引も電子取引

1. EDI専用システムによる取引

2. インターネット等による取引

3. 電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合も含む)

4. インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引

5. ASP(Application Service Provider)事業者が提供する電子契約サービス、電子請求書発行サービス等を介した取引

電子帳簿保存法改正の概要

3 電帳法における電子取引(2)

電子取引

1. EDI専用システムによる取引

EDI取引とは、異なる組織間で、通信回線を介して標準的な規約を用いて、コンピュータ間で交換

2. 電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合も含む)

電子帳簿保存法では、取引先と電子メールで取引情報の授受を行った場合には、添付されてるメールも含めて保存

3. インターネット等による取引

自社のHP等で受発注を行う取引、取引情報の授受をインターネット上で行うこと
また、ASP事業者が提供しているクラウドサービス

電子取引の中には、企業間の業務効率化を目的として、電子契約や請求書をインターネット上で授受するサービス有り、それぞれの紙の保管コストの削減、郵送料の削減、処理スピードの向上等、会社のバックオフィス業務向上に繋がるサービス。電子契約は印紙税が不要。

電子取引の分類別の一覧

分類	概要	対象業務例	取引	システム・サービス例
EDI取引	異なる組織間で、取引のためのメッセージを、通信回線を介して標準的な規約を用いて、コンピュータ間で交換する取引(※1)	・調達や購買に関する見積～発注～納品～検取～請求～支払の一連業務	B to B	・EDIシステム ・WEB-EDIシステム ・サプライチェーンマネジメントシステム
		・金融機関との取引業務(入金・振込・取引情報)	B to B	・ネットバンキングシステム ・全銀EDIシステム ・APIを利用したシステム連携 ・Fintech サービス
電子メールによる取引情報の授受	電子メールを利用した各種取引	・調達や購買に関する見積～発注～納品～検取～請求～支払の一連業務 ・契約やその他取引	B to B B to C	・メールソフト ・ファイル転送サービス
インターネット等による取引	インターネット等を利用した各種取引	・経費の立替精算業務(精算書の電子化)	社内	・経費精算システム
		・契約業務	B to B	・電子契約
		・請求書配信業務	B to B	・請求書WEB配信システム
	インターネット上のサイトを利用した各種取引	・レシートの電子化(電子レシート※2)	B to B B to C	・電子レシートアプリ
		・物品等の購入(経費・仕入) ・鉄道/航空・宿泊代の支払(出張・移動の交通費等) ・ECサイトを利用した販売(ネット販売)	B to B B to C	・ECサイト(WEBサイト・スマホアプリ)
その他	・FAX(※3)(電話回線・インターネット) ・タブレットによる電子申込	B to B B to C	・FAXサーバ ・FAXソフト ・電子申込システム	

※1 通商産業省(現 経済産業省)の「電子計算機相互運用環境整備委員会(1989年度)」における定義

※2 2018年2月に、経済産業省主導のもと電子レシートの実証実験が行われています。

※3 紙に出力せず、電子画像で保存する場合を指します。

電子帳簿保存法改正の概要

4 電子取引に係る書面保存の宥恕規定

電帳法施行規則第4条第3項

法第7条に規定する保存義務者が、電子取引を行った場合に於いて、
災害その他やむを得ない事情により、同条に規定する財務省令で定めるところに従って当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明したとき、
又は納税地等の所轄税務署長が当該財務省令で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができなかつたことについてやむを得ない事情があると認め……………。

「所轄税務署長が認めるやむを得ない事情」とは……

- ◆ 電子取引データを保存するシステムの導入が施行日に間に合わない
- ◆ 電子取引データの保存に係る社内の運用体制が施行日まで整備できない
- ◆ 災害等の納税者の責に帰さない事情により保存できない

電子取引データ保存の改正ポイント

- 1 電子データ保存の義務化
- 2 紙出力保存措置は不可
- 3 令和3年度改正:電子取引データの保存(1~2)

電子取引のデータ保存の改正ポイント

1 電子データ保存の義務化

今回の改正では、電子取引に係るデータ保存が義務化された！！

(電子帳簿保存・スキャナ保存は容認)

電子取引とは

取引情報(取引に際して受領し、または交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書、その他これらに準ずる書類に通常記載される事項)の受け渡しを電磁的方法(電子データ)で行うことをいう。

電子取引のデータ保存の改正ポイント

2 紙出力保存措置は不可

電子取引に係るデータを紙で保存することは不可となった

書面保存は不可



データ保存への移行

電子データ保存

An advertisement for the 'Secure文探/Light' document management system. The background is light blue with a grid pattern. The title 'Secure文探/Light' is at the top. Below it are icons for a laptop, a smartphone, a cloud with gears, a server rack, and a desktop monitor. A large blue arrow points from the copier towards this advertisement. At the bottom, there are three bullet points in Japanese.

● 中小企業向け「改正電帳法」に最適な文書管理システム
● 圧倒的な価格！圧倒的な機能！圧倒的なサービス！
● 売り切りの魅力！フルスペック仕様！

電子帳簿保存法改正の概要

3 令和3年度改正 電子取引データの保存要件(1)

法第7条に規定する保存義務者の保存要件

法第7条に規定する保存義務者は……当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を、

- (1)保存すべき場所に、
- (2)保存すべきこととなる期間、
- (3)規則第4条第1項第1号(送信者のタイムスタンプ)、第2号(授受後のタイムスタンプ付与・保存担当者情報)、第3号(訂正削除の履歴が残るシステムで授受及び保存)、第4号(訂正削除防止の規定の備付け及び運用)の措置を行い、
- (4)第2条第2項第2号(関係省類の備付け)及び第6項第6号並びに同項第7条(検索機能)において準用する同条第2項第1号(同号イに係る部分に限る。)に掲げる要件に従って保存しなければならない。(電帳法施行規則第4条第一項)

(1) 保存場所

データの送信側又は受信側の納税地(納税地で出力出来れば可、クラウドでもOK)

(2) 保存期間

法人事業者の場合、7年間、尚、欠損金の繰越控除をする法人は、最長10年間の保存

以下の1~4のいずれかの措置を行う事

(3) 措置

- 1.送信者側のタイムスタンプ付きデータを送信・受信者側は検証機能が必要
- 2.取引情報の授受後、約2カ月以内にタイムスタンプを付与・保存担当者情報が確認できること
- 3.訂正削除できない(又は訂正削除履歴が保存)システムでデータを授受及び保存すること
- 4.正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を備付け、運用すること

(4) 保存要件

検索性の確保:項目(日付・金額・取引先)
日付・金額範囲指定、2以上の項目による条件設定

見読性の確保:整然とした形式で
明瞭な状態で出力

関係書類の備付け:システムの概要・
操作マニュアルを備付け

電子帳簿保存法改正の概要

3 令和3年度改正:電子取引データの保存(2)

電子帳簿保存法(以下、電帳法)

第7条 所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

電磁的記録の保存義務

令和4年度与党税制改正大綱

…令和5年12月31日までの宥恕を容認
やむをえない場合の限定的な書面保存が可能(システム未導入・体制不備など)

やむをえない宥恕措置

令和4年度与党税制改正大綱概要

税制改正大綱の概要	具体的な内容
◆ 令和4年1月以降の電子取引データに係る書面保存は不可	電帳法の要件に従ったデータ保存が必要(原則)
◆ 電子インボイス(消費税インボイス制度)は書面保存を容認	法人税及び所得税の納税義務者は書面保存は不可
◆ タイムスタンプの付与期限を緩和	電子取引データを保存する場合の措置の一つであるタイムスタンプの付与期限「遅滞なく」を「約2カ月以内」とする
◆ 検索項目等を緩和	1. 「取引年月日」「取引金額」「取引先名称」の3項目に限定 2. ダウンロードにより検索可能な場合は検索機能は不要
◆ 電子取引データの改ざんによる不正計算	重加算税10%加重賦課

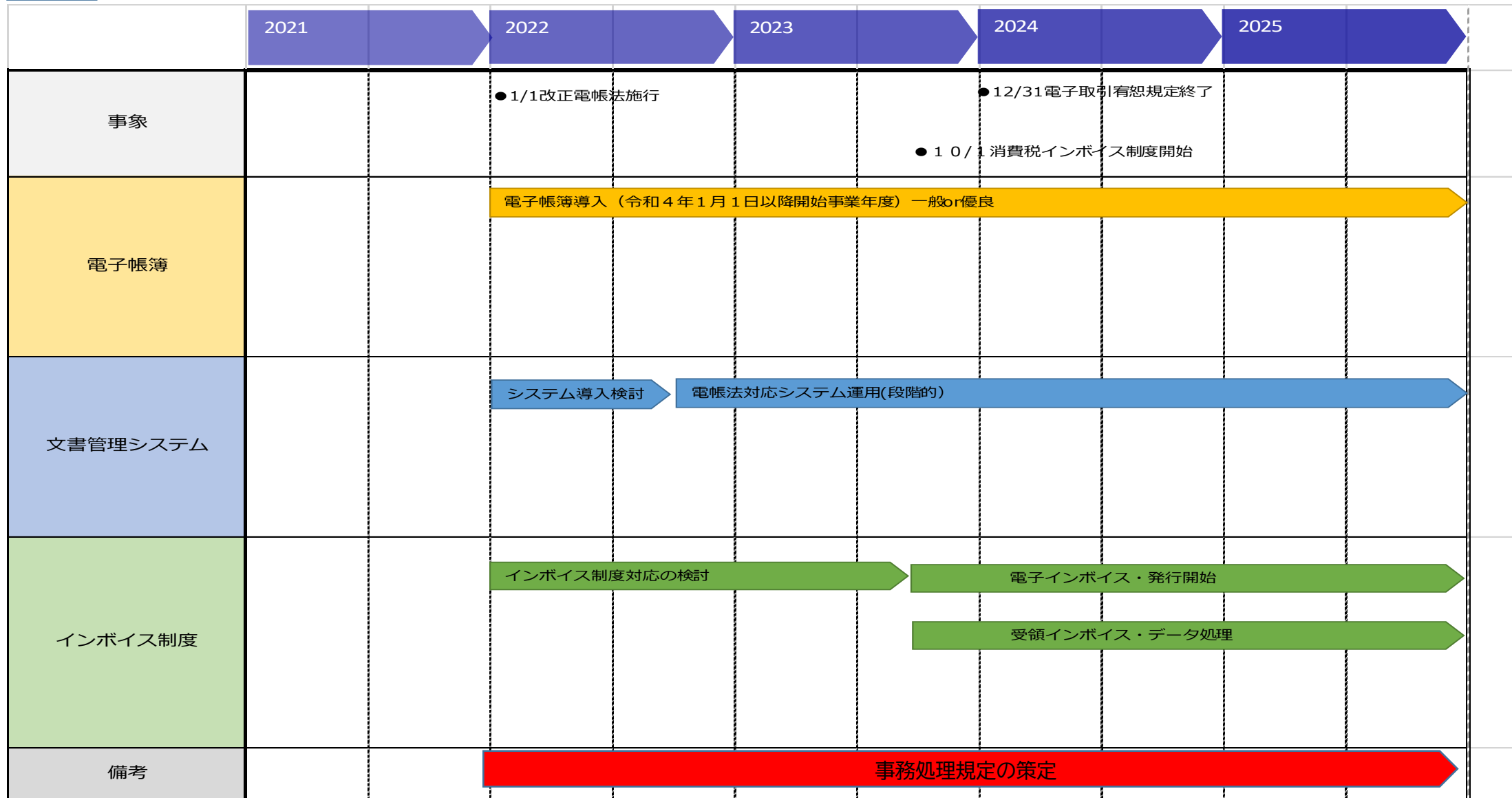
電子取引データの対応手順

電子化検討の進め方(1)

- 1 電子化検討のロードマップ
- 2 社内サーバー/クラウドを活用した取引授受とDXの検討
- 3 取引書類の電子化の例

電子取引データの対応手順

1 電子化検討のロードマップ

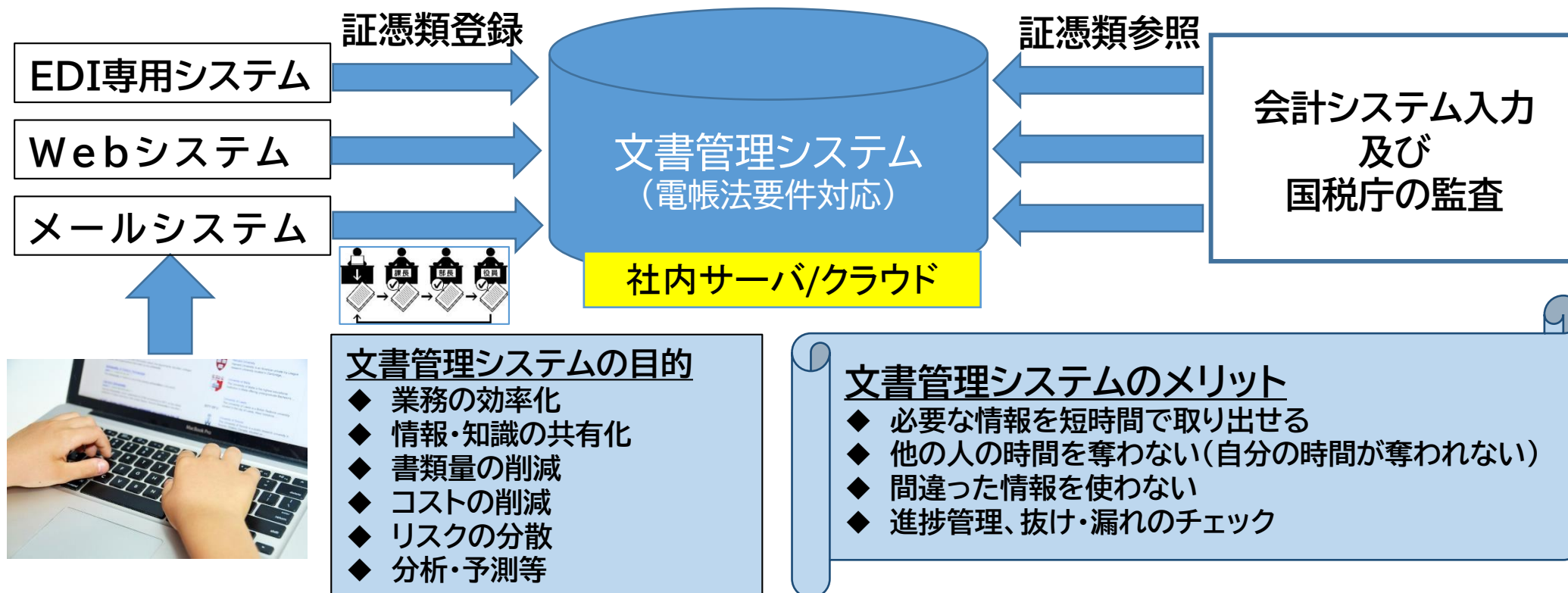


電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(1)

2 社内サーバー/クラウドを利用した取引授受とDXの検討(文書管理システム利用の例)

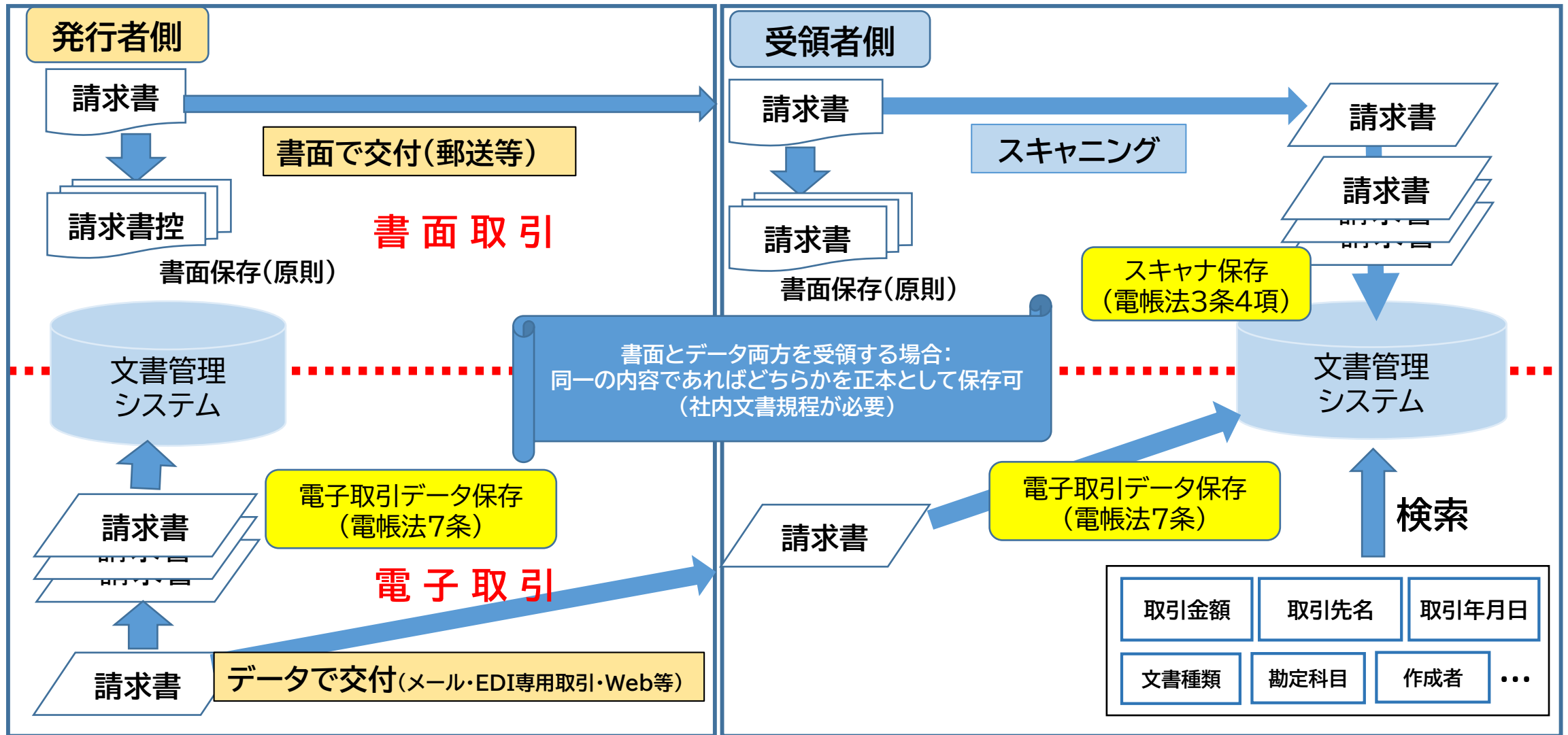
社内サーバー/クラウド利用した電子取引データの授受及び保存する場合のポイント

- ・授受するデータを保存できること。また、電帳法対応ができていていること
- ・保存期間中、社内サーバ/クラウドで保存する(クラウドから社内サーバーへのデータ移管も可能)
- ・取引データの入力や処理に於いて、文書管理システムを活用し、DXを達成



電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(1)

3 取引書類の電子化(文書管理システム利用の例)



電子取引データの対応手順

電子化検討の進め方(2)

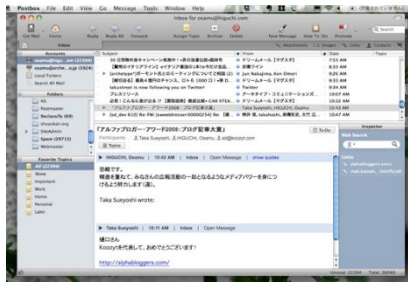
- 1 電子取引先の洗い出し
- 2 電子取引データ保存の要件
- 3 電子取引データ保存の対応方法

電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(2)

1 電子取引先の洗い出し

「紙」か「電子」かにかかわらず、全ての取引先から受領している書類を確認する

電子メール(請求書等)



インターネットサイト
物品購入



公共料金の請求書



クレジットカード利用明細



取引情報を含むFAX
(電磁的受信、紙出力なし)



旅費の立替払い(ネット購入)



DVD フラッシュメモリ
受領(請求書、領収書)



EDI専用システム



電子決済システム
paypay 等



電子請求書, 電子領収書受領



電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(2)

2 電子取引データ保存の要件(真実性)

真実性の確保

以下のいずれかの措置を行うこと

- ① タイムスタンプが付された後、取引の授受を行う ※認定タイムスタンプに限る
- ② 取引情報の授受後、速やかに(又はその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに)タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者または監督者に関する情報を確認できるようにしておく
- ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことが出来ないシステムで取引情報の授受および保存を行う
- ④ 正当な理由がない訂正や削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う

電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(2)

2 電子取引データ保存の要件(可視性)

可視性の確保

- ① 保存場所に、電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておく
- ② 電子計算機処理システムの概要書を備え付けること
- ③ 検索機能を確保すること※
 1. 取引年月日、取引金額、取引先の記録項目について検索できること
 2. 日付または金額の記録項目については範囲指定により検索できること
 3. 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること

※ ダウンロードの求めに応じることが出来るようにしている場合には検索機能の2, 3は不要
保存義務者が小規模な事業者(2年前の売り上げが1,000万円以下)でダウンロードの求めに応じることが出来るようにしている場合には検索機能不要

電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(2)

3 電子取引データ保存の対応方法

1. 今までと同様に紙に印刷して保存(宥恕措置の期間のみ可)
2. 電子データで保存
 - ① パソコン・NAS・クラウド(要件を満たす検索機能なし)に保存し、手作業で管理
 - ② 使用中のシステム(要件を満たす検索機能あり、JIIMA非認証)を用いて管理
 - ③ JIIMA認証されたシステムを導入

※ JIIMA(日本文書情報マネジメント協会)認証:

電子帳簿保存法の要件を満たしているかをチェックし、法的要件を満たしていると判断したものを認証

電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(2)

3 電子取引データ保存の対応方法

1. 今までと同様に紙に印刷して保存

→ 電帳法に違反している

- 監査がなくて見つからなければお咎めなし
- 見つかった場合には
 - ✓ 青色申告承認の取り消し
 - ✓ 推計課税、追徴課税、重加算税の可能性

電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(2)

3 電子取引データ保存の対応方法

2. 電子データで保存

① パソコン・NAS・クラウド(要件を満たす検索機能なし)に保存し、手作業で管理

→ 検索機能の確保(可視性)

→ 真実性の確保

電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(2)

3 電子取引データ保存の対応方法

■ 検索機能に必要な要件

- (1)取引日付、取引金額、取引先名で検索できる
- (2)取引日付、取引金額は範囲を指定して検索できる
- (3)二つ以上の項目を組合せて検索できる

電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(2)

3 電子取引データ保存の対応方法

◆ 通常のPC環境で検索機能を確認する方法

A) 索引簿を作成

(作成例)

受領した請求書等データのファイル名に連番を付して、内容については索引簿で管理する。

連番	日付	金額	取引先	備考
①	20210131	110,000	株式会社	請求書
②	20210210	330,000	国税工務店株	注文書
③	20210228	330,000	国税工務店株	領収書
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				

電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(2)

3 電子取引データ保存の対応方法

- 索引簿を作成した場合の検索方法 -

《エクセルを使った検索例》

1. 日付と金額にフィルタを設定

連番	日付	金額	取引先	備考
①	20210131	110,000	(株)霞商店	請求書
②	20210210	330,000	国税工務店(株)	注文書
③	20210228	330,000	国税工務店(株)	領収書
④	20210228	220,000	(有)山本商店	請求書

2. 日付の範囲を20210201~20210331に設定

オートフィルター オプション ? X

抽出条件の指定:

日付

20210201 [v] 以上 [v]

AND(A) OR(O)

20210331 [v]

? を使って、任意の 1 文字を表すことができます。
* を使って、任意の文字列を表すことができます。

(2)範囲検索

連番	日付	金額	取引先	備考
②	20210210	330,000	国税工務店(株)	注文書
③	20210228	330,000	国税工務店(株)	領収書
④	20210228	220,000	(有)山本商店	請求書

3. 金額の範囲を200000~300000に設定

オートフィルター オプション ? X

抽出条件の指定:

金額

200000 [v] 以上 [v]

AND(A) OR(O)

300000 [v] 以下 [v]

? を使って、任意の 1 文字を表すことができます。
* を使って、任意の文字列を表すことができます。

(3)組合せ検索

連番	日付	金額	取引先	備考
④	20210228	220,000	(有)山本商店	請求書

☆ 検索機能の3要件を満たす！

電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(2)

3 電子取引データ保存の対応方法

◆ 通常のPC環境で検索機能を確保する方法

B) ファイル名で対応

1 請求書データ(PDF)のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。

例) 2022年(令和4年)10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書
⇒「**20221031_株国税商事_110,000**」

2 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。

3 事務処理規程を作成し備え付ける。

《この方法では要件2を満たすのは難しい！》

- ※ 税務調査の際に、税務職員からダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出の必要がある。
- ※ 判定期間に係る基準期間(通常は2年前です。)の売上高が 1,000 万円以下であり、上記のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、上記1の設定は不要。

電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(2)

3 電子取引データ保存の対応方法

■ 索引簿方式とファイル名方式のメリットとデメリット

方式	メリット	デメリット
索引簿	<ul style="list-style-type: none"> 追加コストが不要 エクセル等の機能の高いソフトを使用すれば、検索の要件を満たすことが出来る 	<ul style="list-style-type: none"> ファイル名の連番への変更、索引簿への記入に手間が掛かる ファイル名が連番になるのでファイル名での内容の予想が出来なくなる 全て手作業なので間違いを生じる可能性が高くなる 索引簿作成のためのソフトが必要
ファイル名	<ul style="list-style-type: none"> 追加コストが不要 何もソフトが必要ない 索引簿ほど手間は掛からない 	<ul style="list-style-type: none"> 日付、金額、取引先以外の情報を追加することは難しい ファイル名の記述方法を周知徹底しないと管理できない 検索の要件を満たさないので監査時に電子データのダウンロードに応じる必要がある

電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(2)

3 電子取引データ保存の対応方法

■ 真実性の確保に必要な要件

次のいずれかの措置を行う

- (1) タイムスタンプが付された後の授受
- (2) 速やかにタイムスタンプを付す
- (3) データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム
又は訂正削除ができないシステムを利用 ※
- (4) 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け

※ (3)については電子取引データの保存だけでなく、授受の段階からシステムを利用するよう規定されており、限られた電子取引データしか適用できない

電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(2)

3 電子取引データ保存の対応方法

➤ タイムスタンプとは？

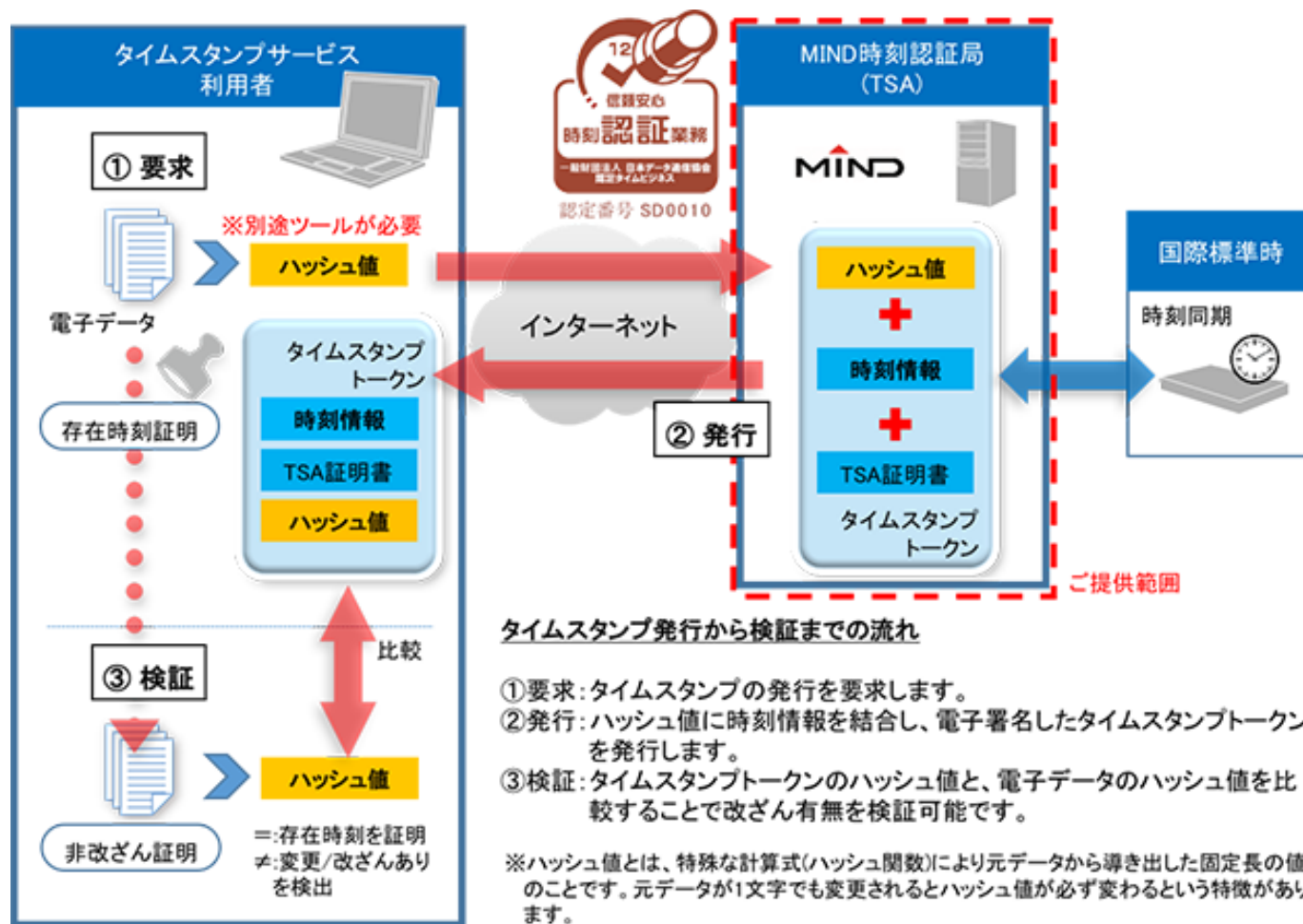
- ✓ 電子文書が原本であることを証明するための技術

正確には、付与されている時刻にその文書が存在し、それ以降修正、変更などの改ざんがないことを公的に証明する技術

改正電帳法ではタイムスタンプ取得する際に「保存を行うもの又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく必要がある」

と、運用上の注意点が挙げられている

※ タイムスタンプは、認定業者から取得する必要があり、初期費用、月額費用、従量料金などのコストが掛かり、取得するための操作が必要



電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(2)

3 電子取引データ保存の対応方法

➤ 訂正削除の防止に関する「事務処理規程」とは？

電子取引データ保存の真実性を担保するために運用する規程であり、国税庁が、サンプルを提示している。

(法人の例)

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、〇〇において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、〇〇の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、●●とする。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 ■■（クラウドサービス）を利用した請求書等の授受
- 四

記載に当たってはその範囲を具体的に記載してください

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に△△年間保存する。

(対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 一 見積依頼情報
- 二 見積回答情報
- 三 確定注文情報
- 四 注文請け情報
- 五 納品情報
- 六 支払情報
- 七 ▲▲

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 一 管理責任者 〇〇部△△課 課長 XXXX
- 二 処理責任者 〇〇部△△課 係長 XXXX

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- 一 申請日
 - 二 取引伝票番号
 - 三 取引件名
 - 四 取引先名
 - 五 訂正・削除日付
 - 六 訂正・削除内容
 - 七 訂正・削除理由
 - 八 処理担当者名
- 2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。
 - 3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。
 - 4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。
 - 5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附則

(施行)

第10条 この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(2)

3 電子取引データ保存の対応方法

2. 電子データで保存

② 使用中のシステム(要件を満たす検索機能あり、JIIMA非認証)を用いて管理

→ 検索機能の確保(可視性)

システムが保有している

→ 真実性の確保

①と同様にタイムスタンプ付与か事務処理規程を用意する

電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(2)

3 電子取引データ保存の対応方法

2. 電子データで保存

③ JIIMA認証されたシステムを導入

→ 検索機能の確保(可視性)

システムが保有している

→ 真実性の確保

①と同様にタイムスタンプ付与か事務処理規程を用意する

電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(2)

3 電子取引データ保存の対応方法

② JIIMA非認証システムと ③ JIIMA認証システムの違い

- JIIMA認証システムでは改正電帳法の電子取引データの保存要件に適合していることが保証されている
 - 非認証システムでは、監査の際に不適合だと判断されるおそれがある
- JIIMA認証されており、データの訂正・削除ができない、あるいは記録されるシステムではタイムスタンプが不要だというのは誤解！
 - **両システム共、真実性の確保(タイムスタンプ又は事務処理規程)が必要**

電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(2)

3 電子取引データ保存の対応方法(JIIMA電子取引法的要件認証制度とは)

目的

電子取引の取引情報を保存する電子帳簿保存法対応ソフトウェアの機能仕様をチェックし、JIIMAが法的要件を満足していると判断したものを認証する。これにより、そのソフトウェアを導入する企業は、電子帳簿保存法及びその他の税法が要求している要件をここにチェックする必要がなく、安心して導入することができる。

認証制度について

ソフトウェアの認証に当たっては、そのソフトウェアのマニュアル、取扱説明書などで公開されている機能をベースに、公な第三者機関でチェックし、必要な機能を全て備えていることを確認したうえで認証審査委員会で審議し、認証を行う。また、認証した製品の一覧は、JIIMAのホームページで公表するとともに、国税庁に対して製品認証情報等を提出する。

認証マークについて

電子帳簿保存法の法的要件を満足しているとして認証した製品には、ロゴの表示がある。

電子取引データの対応手順 電子化検討の進め方(2)

3 電子取引データ保存の対応方法

■ 対応方法のまとめ

保存方法		検索方法	タイムスタンプ(注1) 事務処理規程	改正電帳法に 適合(注2)	追加コスト
1. 今までと同様に紙に印刷して保存		—	—	×	—
2. 電子データ で保存	① パソコン、NAS、クラウドに保存 ※指定の検索機能はなく(注3)、 他の保存要件は満たしている(注4)	対応しない	—	×	—
		「ファイル名変更」して保存 または 「索引簿」を作成	対応しない	×	—
			事務処理規程	○	なし
	② 使用中のシステム(JIIMA非認 証)で継続して管理 ※指定の検索機能があり、他の保存要 件も満たしている(注4)	システムの機能を利用	タイムスタンプ	○	あり
			対応しない	×	—
			事務処理規程	○	なし
	③ JIIMA認証されたシステム を導入	システムの機能を利用	タイムスタンプ	○	あり
			対応しない	×	—
			事務処理規程	○	あり
		タイムスタンプ	○	あり	

注1: 認定業者から取得する必要がある、初期費用、月額費用、従量料金などのコストが掛かる

注2: 改正電帳法の要件に適合しない場合には、青色申告承認の取り消しの他に、推計課税、追徴課税、重加算税の可能性がある

注3: 範囲指定及び項目を組み合わせることで条件を設定できる機能の確保ができない場合は、監査時にデータのダウンロードに応じる必要がある

注4: 監査によって保存要件を満たしていないと判断された場合には注2の不適合の措置となる可能性がある

*Secure*文探/*Light* のご紹介

1 概要

2 主な機能

3 サポート比較

4 他社比較

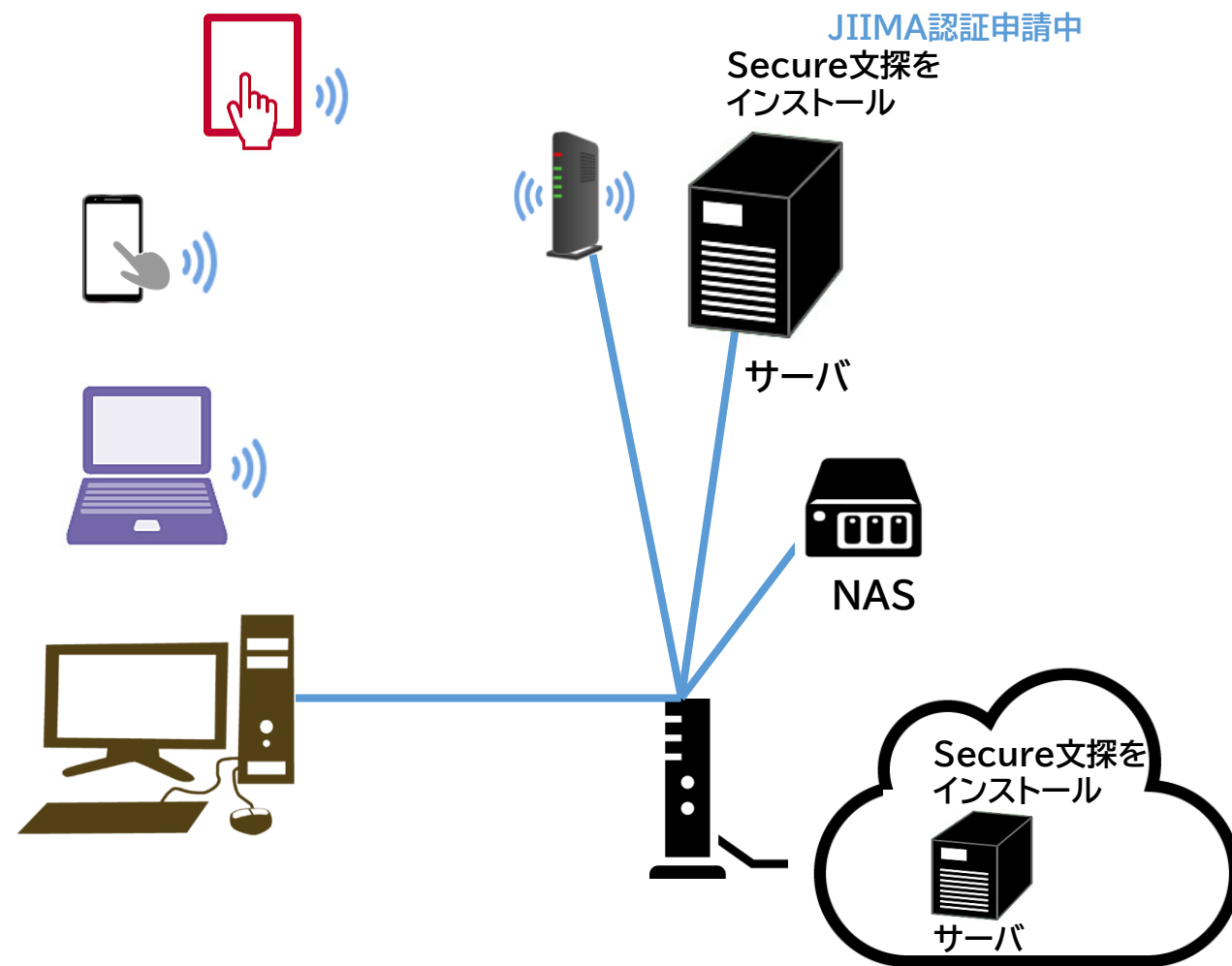
5 価格

Secure文探/Light のご紹介

1 概要

Secure文探/Light とは？

- サーバにインストールする文書管理のWebアプリケーション
- 改正電帳法の電子取引データ保存のJIIMA認証を申請中
- クライアントはPC、タブレット、スマートフォンなど種類を選ばず、専用アプリが不要
- 電子データの保存にはNAS(Network Attached Storage)も利用可能
- クラウドへのインストール・動作も可能



Secure文探/Light のご紹介

2 主な機能

種別		機能	
文書管理	セキュリティ関連機能	<ul style="list-style-type: none"> 利用者登録/権限設定 ログイン管理/履歴 フォルダアクセス権(組織、役職、利用者単位)管理 システム操作(組織、役職、利用者等の変更)ログ 	
	電子取引 関連機能	真実性	<ul style="list-style-type: none"> 文書プロパティ記録(登録者、日付、ハッシュコード他) ファイル/フォルダ登録、変更、削除ログ 文書の版管理(上書登録せず旧文書を自動保存) ログ改ざん検知
		可視性	<ul style="list-style-type: none"> キーワード自動登録/検索 類似文書検索 分類項目登録/検索 文書クイックビュー
コミュニケーション		<ul style="list-style-type: none"> 利用者アクティビティ表示 簡易ワークフロー ※Secure文探のみ チャット ※Secure文探のみ 	

Secure文探/Light のご紹介

3 サポート比較

Secure文探/Light	他社文書管理ソフト
改正電子帳簿保存法に関する質問サポート(無料)	各メーカーにより異なる対応(基本なし)
導入サービス(有料): 環境設定～システムインストール～権限/フォルダ設定等	各メーカーにより異なる対応
支援ソリューション:HPでサービス動画(年中視聴可) 電子帳簿保存法に対応する「作業プロセス」の指導	各メーカーにより異なる対応(基本なし)
価格: 本体初期費用のみ(※サポート費別ご加入の場合) 低価格(ライセンス無期限※年間サポート加入必須)	高価或いは毎年高額費用発生(サブスクリプション方式)

Secure文探/Light のご紹介

4 他社比較

名称	Secure文探	Secure文探Light	楽々DocumentPlus	SPA
発売元	株式会社 iTest	株式会社 iTest	住友電工情報システム株式会社	ウイングアーク1st 株式会社
改正電子帳簿保存法対応 (JiIMA認証)	電子取引ソフト法的要件認証	電子取引ソフト法的要件認証	電子取引ソフト法的要件認証	電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証 電子書類ソフト法的要件認証 電子取引ソフト法的要件認証
バージョン管理	○	○	○	○
全文検索	○	○	○	○
類似検索	○	○	○(あいまい検索、シソーラス辞書)	○(部分一致検索)
属性・分類検索	○(分類項目検索)	○(分類項目検索)	○(文字列、日付、数値、関連文書など)	○(SVF検索)
ワークフロー	○(承認機能)	×	○	×
OCR機能	×	×	○	○
セキュリティ	利用者登録/権限設定 ログイン管理/履歴 フォルダアクセス権管理 ファイル・操作ログ/改ざん検知 ファイル保護(暗号化)	利用者登録/権限設定 ログイン管理/履歴 フォルダアクセス権管理 ファイル・操作ログ/改ざん検知 ファイル保護(暗号化)	作成者/関係者限定閲覧/ ファイルダウンロード禁止/ 印刷禁止/PDFへのスキャ挿入 アクセスログ管理	アクセス権設定 パスワード設定、印刷不可、 透かし・マスク、墨消し 暗号化設定ログ管理
価格	¥120,000~¥600,000 (売り切り)	¥60,000~¥300,000 (売り切り)	¥1,500,000~	¥3,795,000 (年間保守 ¥495,000)

Secure文探/Light のご紹介

5 Secure文探/Light (価格)

種類	期間	利用者数	価格(税抜き)	
			Secure文探	Secure文探Light
試用ライセンス	30日	10人以下	無料	
ライセンス10	無期限	10人以下	12万円	6万円
ライセンス20	無期限	11人~20人	20万円	10万円
ライセンス50	無期限	21人~50人	40万円	20万円
ライセンス100	無期限	51人~100人	60万円	30万円

- 試用期間30日は無料でお使いいただけます
- PCバンドル版、クラウド対応もご用意しております(価格表は別途)

Secure文探/Light のご紹介

5 Secure文探/Light (価格)(クラウドの場合)

Secure文探クラウドサーバーレンタル料金

2022年 5月 20日

プラン	メモリ容量	ストレージ容量	年間レンタル料金
⇒ SCL1	4GB	200GB	5万円
SCL2	8GB	400GB	9万円
SCL3	16GB	800GB	17万円

※表示料金は税別料金です。年間契約料金になります。

※クラウドサーバーレンタル料金は、Secure文探/Secure文探Light価格ならびにインストール/初期設定代(3万円)とは別料金になります。

※クラウドサーバー利用時は、30日間の無料使用期間の御利用はできません。

※クラウドサーバーは、さくらインターネット株式会社のVPSを使用しています。

※SSLはドメイン認証型SECURED by JPRS(さくら価格:990円/年)を使用しレンタル料金に含みます。

株式会社iTest

メリット

- 自社でサーバーを管理する必要なし
- 社外からでもアクセスできる

デメリット

- 定常的にコストが掛かる
- 外部からの攻撃に対処する必要有り

Secure文探/Light のご紹介

5 Secure文探/Light (価格)(社内サーバの場合、セット価格)

■セット販売(一般販売)

セット内容	使用用途	セット販売価格 (税別)
パソコン一式	Secure文探/Secure文探Lightサーバ	¥140,000
外付けHDD	データ格納先	¥50,000
ソフトウェア	Secure文探Lightソフト ライセンス：10名以下	¥60,000
	Secure文探Lightインストール	¥30,000
	年間サポート (※1年間)	¥0
送料	パソコン、モニタ、外付けHDD送料	¥10,000
合計	一般販売	¥290,000

※PCおよび外付けHDDのメーカー、製品は多少異なる場合がございます

※パソコン一式には、モニタ、キーボード、マウスも含まれます

Secure文探/Light のご紹介

5 Secure文探/Light (価格)(年間サポート料)

■年間サポート

製品	ライセンス人数	価格 (税別)
Secure文探Light	10名以下	¥12,000
	11～20名	¥24,000
	20～50名	¥36,000
	51～100名	¥48,000
Secure文探	10名以下	¥12,000
	11～20名	¥24,000
	20～50名	¥36,000
	51～100名	¥48,000

※年間サポートご加入の場合、機種交換時にライセンスを継続してお使いいただけます。

保存データのマイグレーション(注)についてもサポートいたします。

(注)既存システムやソフトウェア、データ等を別の環境に移転したり、新しい環境に移行すること

まとめ

*Secure*文探/*Light* 導入のメリット

- 導入後、便利・安心の電子取引業務(充実サポート)
- ライセンス無期限且つ低価格
- ペーパーレスを実現するフルスペック(最適機能)



ご清聴ありがとうございます

ございました